

埼玉県社会保障推進協議会 2022年度自治体要請キャラバン
社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

草加市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 埼玉県第2期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

保険税水準の統一につきましては、平成30年度（2018年度）に実施された国民健康保険の広域化に伴い、埼玉県では全市町村が同じ保険税率となる標準保険税率の導入が予定されております。また、県と市町村が協議する中で「埼玉県国民健康保険運営方針」を定めており、これまでのような市町村単独での国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一を進めておりますので、市独自の税率等の設定は難しいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響が様々な負担となっている方もいらっしゃる中で、保険税率の見直し等につきましては、市民負担の状況や近隣自治体の状況等を含め、様々な要素を総合的に勘案する中で対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

現在、県内で標準的な事務処理手続等を導入しようとする動きがある中で、市独自の施策促進などは、混乱が生じてしまう可能性があります。また、市町村独自の取組で生じた法定外繰入金は、『削減・解消すべき赤字』とみなされます。このことから、現状では独自の取組みは難しいものと考えております。

市といたしましては、こうした状況も踏まえ、まずは現行の制度の中で健全な国民健康保険の財政運営を目指すことにより、安心して医療等を受けられる国民健康保険制度を維持してまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

(2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

市の国民健康保険税は、地方税法に基づき、所得に応じて算出される所得割額（応能割）と被保

険者の人数に応じて算出される均等割（応益割）の2方式で課税されております。

「埼玉県国民健康保険運営方針」では、標準的な保険税算定方式を前述の2方式としており、市独自で応能負担を原則とする保険税率に改めることは難しい状況です。

国民健康保険税の見直し等につきましては、市民負担の状況を考慮するとともに、広域化を始め、国民健康保険制度が大きな変革の時期を迎えていることから、国や県の示す動向や近隣自治体の状況等を含め、様々な状況等を総合的に判断し、対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割負担につきましては、これまで国に対し、子育て世帯への国民健康保険税の負担軽減等について要望してまいりましたが、地方からの要望等が実り、子どもの均等割額の減額措置が導入されることとなりました。令和4年度（2022年度）から、全ての国保加入世帯に属する未就学児を対象として、均等割額の5割を軽減しております。

制度のさらなる拡充等につきましては、他市町村と連携をする中で要望してまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの繰入金につきましては、これまで国民健康保険財政の歳入不足を補てんしてまいりましたが、昨今の市財政の状況を鑑みると、これまでと同様に国民健康保険財政を支え続けることは厳しさを増しております。

また、平成30年（2018年）4月に実施された国民健康保険の広域化に伴い、国や県は法定外繰入金の削減・解消を目指しており、それに併せて税制改正を行う市町村も増えてきております。

市といたしましても、こうした状況を勘案する中で、一般会計からの繰入金を含め、これからの国民健康保険の運営をどのように行っていくか、市民負担の状況、国や県の動向、近隣自治体の状況を見据えながら、総合的に検討していく必要があると考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

短期被保険者証、被保険者資格証明書は、納税を促すための折衝の機会を得るために必要であると考えております。

なお、短期被保険者証につきましては、納付及び納税相談の状況・滞納額等を考慮した上で発行しております。

また、被保険者資格証明書につきましては、前述の内容に加え、年齢や医療機関の受診状況等を考慮した上で発行しております。なお、短期被保険者証該当世帯の18歳未満の被保険者については短期被保険者証を郵送しており、加えて受診機会を失うことのないよう、医療機関等から

照会があった場合は被保険者資格の回答等に適宜対応しております。

【健康福祉部 保険年金課】

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期被保険者証該当世帯の18歳以上である被保険者につきましては、短期被保険者証を窓口交付しておりますが、納付や滞納額の状況等によって適宜被保険者証への切替えを行っております。

今後につきましても、引き続き、個々の納税者との納税折衝等により生活実態を慎重かつ正確に把握するとともに、税の公平性を担保しながら適切に対応して参りたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書の発行につきましては、年齢、医療機関受診状況等を考慮した上で、毎年一定の所得があるにもかかわらず、数年にわたり納税について全く誠意がなく、こちらの呼びかけに応じない滞納者に発行しております。医療機関受診中の場合は発行対象者から除外しているとともに、資格証明書を発行した後であっても医療が必要な方におかれましては、納税相談をしていただくことを条件に速やかに短期被保険者証への切替えを行っております。

今後につきましても、引き続き、個々の滞納者との納税折衝・訪問調査等により生活実態を慎重かつ正確に把握した上で、税の公平性を担保しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国民健康保険税の減免は、被保険者世帯の収入や生活状況等を総合的に勘案し、個々の担税力、如何によって決定すべきものと考えており、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。今後につきましても、引き続き、画一的な基準を設けることなく個々の状況に応じ、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、自然災害や新型コロナウイルス感染症等に対する国民健康保険税の減免につきましては、これまでも国や埼玉県から示される減免基準等に基づき行ってまいりましたが、今後につきましても、当該基準等により適正かつ迅速な減免実施に努めてまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免につきましては、令和4年度（2022年度）も国の基準により引き続き実施してまいります。現段階で国の基準を緩和し、市独自の基準で対応することは想定しておりません。今後につきましても、税の平等性、公平性を踏まえながら、引き続き国や県、他自治体と連携を図ってまいりたいと考えております。なお、令和4年度（2022年度）は国の財政負担は全額ではございませんので、今後につきましても、機会を捉え国に要望してまいります。

また、制度内容等につきましては、広報「そうか」国民健康保険特集号、国民健康保険税リーフレット、市ホームページに掲載し、周知しております。今後につきましても、窓口や電話等での個別の問合せについて対応するとともに、広く周知してまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

市といたしましては、申請者個々の生活実態等を把握しながら、支払能力等を総合的に勘案して対応することで、適切に減免決定を行っております。

今後につきましても、引き続き、個々の状況を的確に踏まえた総合的な判断に基づき、対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免申請書につきましては、傷病名等の必要事項を記入する書式となっております。また、減免申請書と同時に、収入・無収入申告書、資産等申出書、資産及び収入状況の調査に係る同意書等の提出が必要になります。

申請者個々の状況を的確に把握するために必要な書類となりますので、今後につきましても、現状の申請書類を継続して使用したいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

申請書につきましては、書類の記載内容を確認しながら申請者個々の生活実態等を把握する必要があることから、今後につきましても、保険年金課の窓口で受付付けていきたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

国保税の納付が困難な場合につきましては、納税相談を通じて現在の生活状況や収入状況など

を詳しく丁寧に伺いし、分割納付や徴収猶予などの納税緩和措置を個々の状況に応じてご案内しております。

また、他の制度や支援が必要なケースにつきましては、他部署や外部機関をご案内しております。

今後につきましても、丁寧な対応を心掛けてまいります。

【総務部 納税課】

- ② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

給与等の振込先口座の差押えにつきましては、給与等の差押えに準じた差押禁止額を順守して手続きを行っており、法令に基づいた最低生活費を考慮して対応しております。

【総務部 納税課】

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

国保税等の未納に対しましては、督促状や催告書等の通知の送付や、コールセンターから納付の呼びかけを適宜行っており、納税が困難な場合には納税相談のご案内をしております。納税相談では、滞納の原因や収支状況などを詳しく伺いし、差押えについても十分に説明させていただいております。

また、ご相談いただけない場合や計画どおりに納付いただけない場合には、状況に応じて財産の差押えに移行しますが、差押えを行う際にはできるだけ事業等への影響が少ない財産を選択するよう努めております。

【総務部 納税課】

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応とさせていただきます。

【回答】

国民健康保険税に限らず、地方税全般の徴収に際して納付が困難と認められる場合には、納税相談を通じて生活状況や収入状況などを詳しく丁寧に伺う中で、個々の生活実態に配慮した分割納付や徴収猶予などの納税緩和措置についてご案内しております。

【総務部 納税課】

(7) 傷病手当金を支給してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

傷病手当金につきましては、国からの通知に基づき被用者のみを対象としております。被用者

以外であっても傷病手当金の支給対象になる場合がありますが、一部のフリーランス等の職業が対象外であるのは事実でございます。

市民の方々からもお問い合わせを多くいただいておりますので、今回いただきましたご意見につきましては、機会を捉え国や県への情報提供を検討してまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

市では、厚生労働省から発出された新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当の支給に関する事務連絡に基づき、条例等の改正を行いました。

今後につきましても、国からの通知等に変更がありましたら、その内容に基づいて改正を行ってまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(8) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

国保運営協議会の委員につきましては、18名の委員のうち5名を被保険者の代表として選任し、さらにそのうち2名を被保険者からの公募としており、協議会の場で貴重なご意見をいただいております。

【健康福祉部 保険年金課】

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国保運営協議会は公開されており、市民の方にも傍聴していただくことができます。また、国民健康保険の制度等につきましては、広報「そうか」や市ホームページ等によりご案内するとともに、市民の方々からのご質問やご意見について個々に回答を差し上げる等、意見の反映に努めております。

【健康福祉部 保険年金課】

(9) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査の本人負担につきましては、平成29年度（2017年度）までは一律1,200円のご負担をお願いしておりましたが、平成30年度（2018年度）からは無料で受診できるよう変更いたしました。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

肺がん検診、大腸がん検診につきましては、特定健診との同時受診を実施しております。また、胃がん検診（胃内視鏡検診）、乳がん検診、子宮がん検診、肝炎ウイルス検診につきましても、各がん検診と特定健診の指定を合わせて受けている医療機関であれば、受診券を持参することで同時に受診いただけます。

今後につきましても、引き続き、受診しやすい環境を整えるよう努めてまいります。

【健康福祉部 健康づくり課】

③ 2022年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

例年、市では特定健診未受診者を対象に、状況に応じて文章の送付や電話による受診勧奨を実施するほか、受診に係る費用負担を無償にするなど、様々な手法で被保険者の受診率向上に努めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、令和4年度（2022年度）におきましては、まずは草加市民全体の安全の確保を図るとともに、医療現場の混乱を招かぬよう留意しつつ、必要な対象者に絞って受診勧奨をしてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の保護につきましては重要性を認識し、「草加市個人情報保護条例」等関係法令を順守し、適切に管理しております。

【健康福祉部 保険年金課】

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直しにつきましては、少子高齢化が急速に進む中、大幅に増加することが予想される現役世代の負担の上昇を抑え、負担能力のある方に可能な範囲で負担していただくことにより、すべての世代の方が安心できる制度を継続していくために必要な見直しであるとされております。

令和4年度（2022年度）10月からの実施に向け、保険者である「埼玉県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」といいます。）と連携しながら、適切に対応してまいります。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

2割化に対する市独自の軽減措置につきましては、実施に当たり多額の費用負担が生じることから、市独自での実施は困難であると考えております。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

保険料の納付が難しい被保険者につきましては、個々の所得状況、生計等についてお伺いする中で、保険料の軽減制度などのご案内及び分納相談の勧奨を行うなど、できる限り納付が可能となるよう、きめ細やかな相談を行っております。

また、保険者である広域連合から報告を受ける短期被保険者証の交付候補者の方に対しましても、電話及び訪問による納付相談を行い、現在までに資格証明書も含め短期被保険者証の交付は行っておりません。

今後につきましても、引き続き、必要な受診の確保ができるよう適切な対応に努めてまいります。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

健康長寿事業につきましては、1年度につき1回2万円を上限とする人間ドック等の費用助成事業をこれまでと同様に実施してまいります。

後期高齢者健診につきましては、基本検査項目の検査結果等に応じ、医師の判断により心電図検査や眼底検査の追加検査があった場合も、自己負担なく受検することができます。

また、保険者である広域連合では、歯科健診や認知症予防を目的としたフレイル対策等の健康長寿事業に取り組んでおります。市といたしましても、多くの被保険者が活用できるよう協力してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

後期高齢者医療制度の被保険者を対象とする後期高齢者健診は、当該制度の保険者である広域連合が実施主体となり、市町村に委託する形で事業を行っております。

市における健診費用の本人負担分は、制度開始当初から市が負担する形で無償としております。

また、人間ドック等の受診にかかる費用につきましても、一部助成を行うなど健康チェックの機会の向上を図り、被保険者自らが積極的に健康管理や病気の予防等に取り組むことができるよう努めてまいりました。

令和4年度(2022年度)におきましても、人間ドック等の受診にかかる費用助成を含め、被保険者の健康増進についての取組をこれまでと同様に継続していく予定です。

がん検診につきましては、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検

診、口腔がん検診、肝炎ウイルス検診を実施しております。

これらの自己負担額につきましては、後期高齢者医療制度被保険者（75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方）、生活保護受給者の方、非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度適用の方等を無料としております。

歯科健診につきましては、前年度中に75歳又は80歳に到達した被保険者を対象に、保険者である広域連合がフレイル対策等の健康長寿事業として取り組んでおります。市といたしましても、多くの被保険者が活用できるよう協力してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 健康づくり課、後期高齢者・重心医療室】

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

草加市立病院は再編・縮小に関わる対象ではありませんが、当市は人口10万人当たりの医師数が全国平均の半分以下であり、急性期、慢性期とも病床が不足している状況です。

国の動向等を注視する中で、必要に応じ近隣市と連携しながら、地域医療の整備・拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

【健康福祉部 健康づくり課】

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

医療従事者への対策や支援につきましては、医師の働き方改革等、国を中心に医療従事者の負担軽減の対策が進められていることから、必要に応じて市内医療機関等へ情報提供を行い、医療環境を整備し、医療従事者の確保にご協力いただくようお願いしてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 健康づくり課】

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

住民の健康づくり・保健予防活動を所管する保健センターの人員体制につきましては、令和3年度（2021年度）に5名、令和4年度（2022年度）に4名の保健師を新たに配置しております。

今後につきましても、市全体の人件費及び職員定数等を考慮する中で、適正な職員配置を進めてまいります。

【総務部 職員課、健康福祉部 健康づくり課】

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

草加保健所は、草加市・八潮市・三郷市・吉川市を管轄し、新型コロナウイルスの感染拡大当初から限られた人員体制の中、陽性者の方の療養支援や健康観察、相談業務等に従事しております。

これらの機能を支援するため、医師会では県の委託を受けて草加八潮地域検査センターを設置し、本市でも広報「そうか」や市ホームページ等を通じて新型コロナウイルス感染症についての情報を発信し、自宅療養者等の物資支援を行っております。

人員・体制強化につきましては、草加保健所を始めとする関係機関と連携するとともに、様々な機会を捉え、県にも訴えてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 健康づくり課】

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】

(3) 及び (4) は関連がありますので、一括して回答いたします。

埼玉県及び草加市では、これまで高齢者施設等の従事者等に対し PCR 検査を実施してまいりました。また、令和3年度(2021年度)から埼玉県で PCR 検査等無料化事業を実施しているほか、国が PCR 検査体制の強化を検討中であることから、国及び県の動向を踏まえながら、必要な連携を図ってまいります。

【健康福祉部 新型コロナウイルス対策課】

(5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

引き続き3回目までの接種を進めるとともに、4回目接種に係る個別医療機関の接種枠の調整及び集団接種会場の医師や看護師等のスケジュール調整、接種券発送など、体制の確保及び強化に努めてまいります。

【健康福祉部 新型コロナウイルス対策課】

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

本市におきましても、高齢化により介護給付費は伸び続けており、この傾向は次期以降も続くことが予想されます。令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの「第8期草加市介護保険事業計画」における介護保険料の算定に当たっては、介護給付費の推計を適正に行うほか、被保険者の負担軽減を図るため介護給付費準備基金を充てております。

次期改定におきましても、適正な推計により介護保険料の算定を行うほか、介護予防及び給付適正化の取組により、介護給付費及び介護保険料の伸びを抑えられるよう努めてまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2021年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022年度も実施してください。

【回答】

コロナ禍の影響による令和3年度（2021年度）の介護保険料減免の実施件数は60件、減免総額は3,210,370円でした。令和4年度（2022年度）も引き続き、コロナ禍の影響による介護保険料減免を実施してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

市では、一定の条件に該当する所得段階第1段階の被保険者に対し、独自の介護保険料減免制度を設けております。介護保険制度全体のバランスを考えますと、現行以上の減免制度の拡充は困難ではありますが、今後につきましても、対象の方への説明及び対応等を丁寧に行ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護保険制度では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて、利用できるサービス費用の上限額（支給限度額）が決められています。この上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分については全額自己負担になりますが、独自助成は難しいものと考えております。

利用者の心身の状態が変化し、支給限度額以上のサービスが必要となったときは、要介護認定区分変更申請を行うことで、随時、要介護状態区分の見直しをすることが可能となっております。

【健康福祉部 介護保険課】

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

施設利用者の負担軽減につきましては、低所得者が施設を利用した場合の居住費・食費の負担を軽減する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」制度が設けられておりますが、他の居宅サービス利用者との公平性の観点から、施設の平均入所期間と費用額を勘案した結果、令和3年（2021年）8月から当該サービス費の費用負担等が見直されました。

なお、市独自の低所得者の負担軽減制度として、施設サービスを利用した場合、居住費・食費を除く利用者負担額の一部について補助を行う「介護保険サービス利用者負担補助制度」を設けております。低所得者が経済的に利用困難とならないよう、引き続き支援してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

「特定入所者介護サービス費（補足給付）」による負担軽減につきましては、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームが居宅サービスの位置付けであるため、居住費・食費を助成する対象にはなりません。

令和3年（2021年）8月から「特定入所者介護サービス費（補足給付）」の費用負担等が見直されたところであり、さらなる助成制度につきましては、創設は難しいものと考えております。

市独自の低所得者の負担軽減制度といたしましては、「介護保険サービス利用者負担補助制度」を設けております。低所得者が経済的に利用困難とならないよう、引き続き支援してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

介護事業所が介護サービスを継続的に提供できるよう、国等の支援策について、保険者として引き続き迅速な情報収集に努めるとともに、介護事業所への案内等、適切な対応を行ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

令和4年度（2022年度）におきましても、介護保険事業所に対し、国・県が手配した感染防止対策用の使い捨て手袋等の物資配布を実施いたしました。今後につきましても、社会情勢を見極めつつ必要な対応を行ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

ワクチン接種に関しましては、所管の新型コロナウイルス対策課と連携し、適切に実施できるよう、保険者として必要な協力を行ってまいります。

公費によるPCR検査につきましては、施設内で陽性者が発生した場合に、保健所による行政検査等の対象から外れた入所者又は従事者にPCR検査キットを配布しております。

今後につきましても、感染状況や県等の動向を見極めつつ、対応を図ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

令和5年度（2023年度）までの「第8期草加市介護保険事業計画」期間中には、草加市原町に広域型特養192床（ユニット型）が新設されるほか、既存特養（多床室）が12床増床となります。

また、地域密着型サービスにつきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所と看護小規模多機能型居宅介護1か所の整備を計画しておりますが、令和3年度（2021年度）に実施した公募では事業者の応募がなかったことから、引き続き令和4年度（2022年度）においても公募を実施しており、計画どおりの整備に向けて努めてまいります。

【健康福祉部 長寿支援課】

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターは、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を包括的に提供する「地域包括ケア」の中核を担う機関です。令和4年度（2022年度）から職員の業務負担軽減を目的として、希望するセンターには事務職員の配置を行えるよう予算措置をいたしました。今後も引き続き、体制充実と機能強化を図ってまいります。

【健康福祉部 長寿支援課】

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

介護職員の確保と定着に係る対策として、介護職員の資格取得を支援するため、市内の介護サービス事業者に継続して就業する介護職員に対し、令和3年度（2021年度）から介護職員初任者研修に係る費用の一部を補助する事業を実施しております。さらに、令和4年度（2022年度）からは、対象を介護職員実務者研修にも拡大して実施しております。

今後につきましても、介護職員の確保と定着等について、国や県の動向を注視していく中で、有効な取組を検討してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されてい

ます。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

学校、スクールソーシャルワーカー、子育て支援センターなど、相談を受けた窓口がそれぞれの相談内容に応じて必要な支援を届けられるよう、関係機関と連携した対応を図るほか、ケアラー・ヤングケアラーに関する相談窓口などの情報について、チラシや市ホームページに掲載する中で周知を図っております。

【健康福祉部 福祉政策課、子ども未来部 子育て支援課】

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金等のインセンティブ交付金は、市町村のさまざまな取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金です。

現在、国におきましては、指標の妥当性と交付金の活用方法などについて検証等を行っておりますので、市といたしましても、国の動向を注視していく中で必要に応じて有効な制度となるよう要望してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

利用者負担につきましては、保険料の大幅増にならぬよう、市の給付費推計を適切に行うことで抑制を図るほか、財源の負担に関しましては、保険給付と利用者負担のバランスを図りつつ、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要と考えますので、今後の国の動きを注視してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により、医療従事者や福祉関連事業所の方々のマスク不足が顕在化していた令和2年（2020年）の冬から春にかけて、大規模災害時に備えて備蓄していたマスクや消毒液を緊急対応として配布いたしました。現時点では、市場にこれらの衛生用品が安定して供給されているため配布予定はございませんが、今後につきましても、市場が不安定となるような事態が生じた場合には、国や県と連携・調整の上、対応を図ってまいりたいと考えて

おります。

【健康福祉部 新型コロナウイルス対策課】

(2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

国におきましてもPCR検査体制の強化を検討中であるため、動向を注視しながら、医師会や関係機関と連携し、検討・調整してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院調整等は県が実施しておりますので、今後につきましても、情報共有等必要な連携を図ってまいります。

【健康福祉部 新型コロナウイルス対策課】

(3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障がい者施設等が提供する障害福祉サービス等は、障がい児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものと認識しております。

国の施策において、最大限の新型コロナウイルス感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するため、必要な物資や安定的な職員の確保等により感染症対策の取組を支援することを目的に、県が窓口となり事業所や施設、従事者等に対し交付金や慰労金を支給する事業を行ってきたことから、市といたしましても市内事業所等へ周知を図ってまいりました。

今後につきましても、国や県の動向を見据えながら日々刻々と変化する状況を注視し、検討してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

ワクチン接種につきましては、引き続き、障がい者施設や関係団体等と連携し、対応してまいります。

【健康福祉部 新型コロナウイルス対策課】

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

【回答】

障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みにつきましては、障がい者の高齢化や重度化、親亡き後を見据え、医療的ケアなどを必要とする重度の方を含めた障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市では、令和3年度（2021年度）より地域支援のため地域の事業所が機能を分担して面的な支援を行うための体制を整備し、自立支援協議会等の既存の協議会や基幹相談支援センターなどの相談支援事業所等と連携しながら、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築を進めております。なお、医療的ケア児につきましては、障がい児支援協議会において、障害福祉、教育関係者等が連携を図るための協議を行いました。

ヤングケアラーにつきましては、学校、スクールソーシャルワーカー、子育て支援センターなど、相談を受けた窓口がそれぞれの相談内容に応じて必要な支援を届けられるよう、関係機関と連携した対応を図る他、ケアラー、ヤングケアラーに関する相談窓口などの情報について、チラシや市ホームページに掲載する中で周知を図っております。

【健康福祉部 福祉政策課、障がい福祉課、子ども未来部 子育て支援課】

(2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備につきましては、障がいのある当事者や自立支援協議会等の既存の協議会、基幹相談支援センターなどの相談支援事業所等支援者からのご意見を伺いながら、引き続き予算も含め検討を行ってまいります。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

自立支援協議会等の既存の協議会や、基幹相談支援センターなどの相談支援事業所等を活用した協議の場において頂いたご意見を参考にさせていただきながら、引き続き、体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

【回答】

市では、令和3年度（2021年度）に障がい当事者やご家族、障害福祉サービス事業所、関係医療機関等に対し、居住の場の支援に関するアンケート調査を行い、現状の把握や当市に必要と考える居住の場の支援についての報告書を作成いたしました。

今後につきましては、本報告書を基礎資料とし、引き続き自立支援協議会等既存の協議会や障害福祉サービス事業所等と情報共有や連携を図りながら、令和5年度（2023年度）策定予定

の「第四次草加市障がい者計画」及び「第7期草加市障がい福祉計画」において、居住の場の支援の確保や整備に関する考え方を明記いたします。

民間事業所等による誘致等も含め、引き続き、居住の場の支援の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護など、様々な家庭の事情により支援を必要としている方につきましては、障がい者の相談支援事業所及びサービス提供事業者などの関係機関と連携し、ケースワークを通じ適切に支援してまいります。また、自立支援協議会などによる支援者間の情報共有化を図るとともに、緊急時の対応についても取組を進めてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

【回答】

一時帰宅の際の課題に対する障害福祉サービス等の利用につきましては、引き続き、国や県の動向等を注視しながら近隣自治体等の状況も鑑み、検討してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重心医療制度の運営には多額の財政負担を要するため、制度の運営上、県の補助が必要不可欠であり、市独自で県補助の対象外となる所得制限及び年齢制限を撤廃することは困難であると考えております。

また、一部負担金等の導入につきましては、現在のところ県から具体的な通知等はありません。今後につきましても、県や近隣自治体の動向を注視しながら実施してまいります。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現物給付の広域化につきましては、埼玉県が令和4年（2022年）10月から県内の医療機関において未就学児を対象に実施するとしたことから、当市におきましても県の実施に合わせ、

対象を全受給者に拡大し、10月から実施する予定となっております。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重心医療制度における県の補助要綱では、65歳未満の精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」といいます。）1級所持者の精神病床入院医療費や2級所持者にかかる医療費につきましては、補助対象外とされていることから支給対象になっておりません。ただし、65歳になる前に精神手帳2級を所持した方が、65歳以上になり、広域連合の障害認定を受け、後期高齢者医療制度に移行した場合は、重心医療制度の支給対象となります。

しかし、市独自で県補助の対象外となる2級所持者を支給対象に追加することは、多額の財政負担を伴うため、困難であると考えております。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

【回答】

二次障害についての援助等につきましては、医師等による専門的な判断の必要性や、医療機関、関係機関との調整等が生じますので、今後につきましても、国や県の動向を注視してまいります。

【健康福祉部 後期高齢者・重心医療室】

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当市におきましては、生活サポート事業を既に実施しております。

【健康福祉部 障がい福祉課、子ども未来部 子育て支援課】

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

生活サポート事業に係る利用料は、利用者世帯階層区分により7階層に分かれており、

1,900円を限度額とする基準単価と950円を限度とする差額補助単価を合計した額に年間利用時間を乗じた額で算出し、市の事業費から県の負担割合1/2を限度に県の負担額が算出されます。

令和3年度(2021年度)の実績では、事業費9,870,375円であり、県の負担額は4,462,000円となりますが、県の人口規模に応じた限度額3,450,000円との差額1,012,000円が自治体独自の持ち出し金額となっております。

【健康福祉部 障がい福祉課、子ども未来部 子育て支援課】

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用者一人当たりの利用時間は、年間150時間を上限としております。利用時間の拡充等につきましては、登録事業所における支援体制等の課題の整理を行いながら調整を図ってまいりたいと考えております。

また、必要に応じて短期入所や日中一時支援事業及び移動支援事業といった生活サポート事業以外のサービスについてもご案内するなど、相談者が求めるサービスを把握し、適切に支援が行えるよう対応しております。

【健康福祉部 障がい福祉課、子ども未来部 子育て支援課】

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

生活サポート事業では、障がい児・者で利用料の区分はされておられません。なお、利用料は利用者世帯階層区分により7階層に分かれており、所得税額に応じて設定しておりますが、生活保護法による被保護世帯及び生計中心者が前年所得税非課税の世帯につきましては、利用者負担はありません。

【健康福祉部 障がい福祉課、子ども未来部 子育て支援課】

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県に対する補助制度拡充に関する要望につきましては、引き続き機会を捉え、検討してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課、子ども未来部 子育て支援課】

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

【回答】

「福祉タクシー・自動車燃料費助成制度」につきましては、移動の困難な心身に障がいのある方

の自立した生活と社会参加の促進を図ることを目的とし、タクシー初乗運賃相当額の福祉タクシー利用券及び自動車燃料費利用券を交付しているものです。

令和元年度（2019年度）までは利用券1枚につき740円の助成でしたが、令和2年度（2020年度）からは初乗運賃の改定に伴い、利用券1枚につき500円の助成となりました。これに伴い、一人当たりの年間の助成額を維持するため、年間交付枚数を26枚から38枚に増やしております。

また、利便性等の課題につきましては、引き続き県や福祉タクシー運営協議会に対して要望してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(2)福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

「福祉タクシー・自動車燃料費補助制度」の対象者は、年齢や所得に関係なく、身体障がい者手帳を所持されている方は1級から3級まで（ただし、3級の上肢のみの障がいを除く）、療育手帳を所持されている方はAからBまで、精神手帳を所持されている方は1級から2級までの方としております。

また、障がい者手帳を所持されているご本人による運転が困難な場合は、介助者や付き添いのご家族など、介護されている方を含めてご利用いただくことができるものとなっております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

「福祉タクシー・自動車燃料費補助制度」は、以前、地域生活支援事業における補助対象事業であったことから、当該事業の補助率等について、国、県に対し事業の見直しを図るよう、機会を捉えて県に要望してまいります。

【健康福祉部 障がい福祉課】

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

【回答】

指定福祉避難所につきましては、今後高齢化や要介護者の増加が見込まれることを踏まえ、確保に努めてまいります。

また、個別避難計画につきましては、避難支援等関係者と連携し、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報等に基づき計画を作成して

おります。また、福祉担当部署で管理している情報や避難行動要支援者に登録情報を確認する中で、時期を定めて計画の更新を行っております。

【市長室 危機管理課】

- (2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿の枠の拡大につきましては、民生委員や地域包括支援センターなどの人数に限りがある中、枠を広げて登録者数が増加した場合に本来必要となる方への支援が届きにくくなることが想定されますので、ご家族などから支援を受けられる方まで枠を広げることは難しいと考えております。

避難経路につきましては、避難行動支援者名簿を活用し、関係機関や団体の協力を得ながら要支援者の避難誘導支援を行うこととしております。しかし、災害の状況に応じて避難先が変わる可能性があることなどを踏まえ、地域の方々と連携した取組が必要と考えており、草加市町会連合会と連携し実施している市内一斉の避難所運営訓練や、訓練実施に至るまでの地域との話し合いなどの場を通じて、避難経路や避難所のバリアフリーを確認できる仕組みづくりの構築を検討してまいります。また、市では令和3年度（2021年度）から、GPS機能を利用して現在地からの避難経路を確認できる防災アプリを導入しており、今後につきましては、この様な新たな情報機器を活用した対策につきましても検討してまいりたいと考えております。

【市長室 危機管理課】

- (3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

【回答】

災害発生時に命を守るための情報が掲載されているハザードマップにつきましては、令和3年（2021年）3月に事業所を含む全戸配布を行い、周知を図っております。

また、防災アプリ「防災草加」はハザードマップの内容が確認できるほか、緊急情報（避難情報など）を音声などによってプッシュ通知で取得することができます。加えて、現在地から選択した避難所までのルートを検索できる機能も備えており、災害時に適切な行動を支援できるものと考えております。

【市長室 危機管理課】

- (4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所につきましては、特別養護老人ホームや障がい者施設などの平時に入所又は通所施設として運営されている施設を指定しております。現在の災害時の対応につきましては、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で福祉避難所として開設することから、施設へ直接避難することは想定しておりません。また、登録制度につきましても、市外からの避難者の方や、発災時に受けたケガなどによって福祉避難所の利用が必要となる方の避難が想定されるなど、災害の種類や程度、被災状況などによって福祉避難所を必要とする方が異なるほか、施設の受け入

れ体制も異なりますので、福祉避難所への入所につきましては、発災時の状況を見極めながらの判断になると考えております。

一方、令和3年（2021年）5月の災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所の指定時にあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されております。今後につきましては、国や県から示されたガイドラインなどを参考の上、直接福祉避難所へ受け入れるために必要となる条件や課題などを整理してまいりたいと考えております。

【市長室 危機管理課】

(5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

救援物資につきましては、必要とする方に出来る限り公平に届くよう、在宅避難者や車中泊で避難している方にも名簿登録を進め、避難所を物資供給拠点として提供させていただくこととしております。

【市長室 危機管理課】

(6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

「避難行動要支援者名簿」につきましては、対象者の障害状況、要介護度などセンシティブな情報が記載しており、また、独居の高齢者であるといった情報も含まれることから、慎重に取り扱うべきものと認識しております。災害時要支援者の安否確認におけるマンパワーは必要であると認識しておりますが、現在のところ、民間団体の訪問を目的とした名簿の開示は難しいものと考えております。

【市長室 危機管理課】

(7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

感染症対策に係る事務につきましては、都道府県又は中核市以上の自治体が権限を有しており、草加市における感染症対策は埼玉県が所管する草加保健所が対応しておりますので、引き続き県と連携し、必要な対応を図ってまいります。

また、保健所の機能を強化するための自治体の役割につきましては、自然災害のほか感染症発生に関して市が取り組むべき対策における的確な情報提供や相談窓口の設置などを「地域防災計画」で定めており、医療救護等対策につきましては、県が設置する地域災害保健医療対策会議と情報を共有し、二次保健医療圏内における医療に関わる連携を図ることとしております。

【市長室 危機管理課】

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

コロナ禍における障がい福祉施策に対する市の考え方につきましては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より発出されている事務連絡において、本来社会福祉事業は、事業を継続することが基本である旨が示されているため、国から示された感染予防対策等を適切に講じた上で事業を継続することが可能と判断されたものにつきましては、削減や廃止を行うものではないと考えているところでございます。

今後につきましても、障がいのある方が適切にサービスを利用することができるよう、相談支援事業所及びサービス提供事業者などの関係機関と連携しながら、ケースワークを通じ適切に支援してまいります。

【健康福祉部 障がい福祉課】

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和4年(2022年)4月1日時点の保育所等入園保留者数は、309人です。

【子ども未来部 保育課】

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

公立保育園の保育士不足や耐震化工事の調整がないと仮定して定員まで受け入れた場合には、令和4年(2022年)4月1日時点の施設で、3,980人です。

【子ども未来部 保育課】

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

今後につきましても、状況を判断しつつ、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に必要な整備を行い、待機児童の解消に努めてまいります。

【子ども未来部 保育課】

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育成支援児童の受け入れ枠につきましては、必要な支援が受けられるよう保育士の確保も含め、態勢を整えてまいります。

【子ども未来部 保育課】

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

家庭保育室が認可施設に移行する場合の施設整備費の補助事業に関しましては、今後につきましても、継続してまいりたいと考えております。

【子ども未来部 保育課】

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

入園保留者がいる現状では、少人数保育の実現は難しいと考えております。各保育園におきましては、消毒や換気、密になりやすい行事などの見直しなどを行い、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払いながら保育を実施しております。

今後につきましても、一人ひとりの個性を大切にされた保育の実践に努めてまいります。

【子ども未来部 保育課】

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

公立保育園の会計年度任用職員の処遇改善につきましては、臨時的任用職員として任用していた令和元年度（2019年度）まで、時給単価の引上げや、児童福祉施設に勤務する職員の期末手当等の支給割合の引上げを、正規職員と同じ支給割合を用いた処遇改善として行ってまいりました。

令和2年度（2020年度）からは、国の制度を原則とする会計年度任用職員制度が導入され、勤務条件については労使での協議により、休暇制度の拡充等を図ってまいりました。

なお、令和3年度（2021年度）には公立保育園等の会計年度任用職員の給料等の水準の引

き上げを行うなど、労使協議の上で処遇改善を図っているところです。

今後につきましても、勤務条件等は国から示されている制度の中で運用することが求められますが、市の財政事情や近隣市の状況等を勘案しながら、労使で協議を行い定めてまいりたいと考えております。

また、正規職員の任用につきましては、毎年採用試験を実施する中で、令和4年（2022年）4月1日付けでは11人を採用いたしました。令和5年度（2023年度）に向けての採用試験の実施につきましては、社会情勢の変化などに対応していくため、人員の配置が特に必要と認められる場合には柔軟に対応するとともに、再任用職員や会計年度任用職員の活用を図りながら、人的資源の効率的な配置に努めてまいります。

【総務部 職員課、子ども未来部 保育課】

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

副食費は、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降は免除対象となります。

【子ども未来部 保育課】

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

この度の法改正では、市に届出が出された認可外保育施設が無償化の対象となっております。届出が出された認可外保育施設には、市職員の立入による保育状況等の確認を年1回以上行い、必要に応じて指導し、改善を求めています。今後につきましても、継続した指導・監督を行い児童の安全に留意しつつ、基準を満たすように促してまいります。

【子ども未来部 保育課】

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

(3)

【回答】

現在のところ、公立保育所の統廃合や民営化及び民間委託を行う予定はなく、育児休業取得に

よる上の子の退園の実施も予定しておりません。

【子ども未来部 保育課】

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

市の児童クラブにつきましては、国や県の施策等を踏まえ、他の自治体に先んじてクラス制を導入し、人員体制や整備面の改善により児童クラブの規模の適正化を進めてまいりました。

待機児童対策としましては、第2児童クラブの開設だけではなく、中長期的な対策が必要なクラブにおける常設児童クラブの増設、拡張も行い、待機児童の解消に努めております。

今後につきましても、「草加市放課後児童健全育成事業」の設備及び運営に関する基準を定める条例の目的を踏まえ、子どもたちがより安全に過ごせるよう、適正規模の検証や環境整備に努めてまいります。

【子ども未来部 子ども育成課】

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

放課後児童支援員に係る処遇につきましては、保育内容の充実を見据えて指定管理者や事業受注者と協議を行う中で、委託料の増額等により必要な改善を行ってまいりました。

今後につきましても、社会情勢等を勘案し、国や県の施策の方向性、業務内容等も踏まえ、サービスの質の向上に繋がるような処遇改善の在り方や、国、県の補助金の活用について検討してまいります。

【子ども未来部 子ども育成課】

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

「民営クラブ支援員加算」及び「運営費加算」につきましては、県単独事業となるため、対象の範囲は県の判断となります。

常勤職員の複数配置につきましては、放課後児童支援員等処遇改善等事業費を活用し、対応を行っております。

【子ども未来部 子ども育成課】

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

市では、県内現物給付化に合わせ、令和4年(2022年)10月診療分から現物給付対象医療機関を市内から県内に拡大いたします。対象年齢につきましては、市のこども医療費の対象年齢と合わせ、通院分は15歳年度末まで、入院分は18歳年度末までとしております。

また、窓口での現物給付の金額上限を21,000円に設定しておりましたが、県内現物給付化と合わせて廃止を予定しており、市独自の医療費支給の拡充を進めております。

【子ども未来部 子育て支援課】

(2) 高校性や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

市では、令和2年(2020年)4月1日より、こども医療費入院分の支給対象年齢を15歳年度末から18歳年度末まで拡大いたしました。通院分につきましては、現在も15歳年度末までの助成となっておりますが、対象年齢の拡大は今後の医療費の助成状況や国、県の動向を注視した上で検討してまいりたいと考えております。

【子ども未来部 子育て支援課】

(4) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

これまでも県に対し、乳幼児医療費助成制度の県補助対象額拡大について要望してまいりました。今後につきましても、引き続き行ってまいります。

【子ども未来部 子育て支援課】

5. 住民の最低生活を保障するために

1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活保護は、最低限度の保障と自立助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度であり、市ホームページでは、生活保護制度の概要について掲載しております。

す。

また、生活保護の申請は『国民の権利』であり、どなたにも生活保護を必要とする可能性があるため、ためらわずにご相談いただけることも、併せてお知らせしております。

チラシにつきましては、受給者に配布する「保護のしおり」をカウンターに常時配置し、生活保護を受給中の方に限らず、希望される方にお渡ししております。

今後につきましても、近隣自治体のホームページやチラシを含めた生活保護制度の周知方法について情報収集を行い、改善を図ることができるよう研究してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

生活保護法における扶養義務者の扶養の優先順位の取扱いについては、生活保護法第4条第2項及び生活保護実施要領に『保護に優先して行われる』と規定されていることから、扶養の可能性のある扶養義務者に対して扶養照会を行っております。

しかしながら、要保護者から扶養義務者の申告があった方全員に対して一律に扶養照会を行うものではありません。従来から、特別な事情があり明らかに扶養ができない者及び要保護者の自立を阻害することになると認められる者については、扶養の可能性が期待できない者として扱ってまいりました。さらに、令和3年（2021年）2月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡により、扶養義務履行が期待できない者の判断基準の明確化が図られ、『扶養義務者に借金を重ねている』『縁が切られている』『10年程度音信不通である』などのケースは、扶養義務の履行が期待できないものとして取扱えることとなりました。

扶養照会につきましては、経済的な援助を求めることだけを目的としたものではなく、ケースワーク業務の中で要保護者と扶養義務者の関係の再構築などの要素も含んでいることから、今後につきましても、要保護者の親族との関係性等に十分留意しながら、法令等に基づき、適正に対応してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

生活保護のケースワーク業務につきましては、行政処分ではない「被保護者就労支援事業」「被保護者健康管理支援事業」を外部委託し、被保護者の自立に向けた取り組みを行うことは国の事務連絡にて可能とされております。しかしながら、保護の決定又は実施に関わる、いわゆる公権力の行使に当たる業務は民間事業者へ外部委託することが生活保護法において認められていないことから、法令等に基づき、今後につきましても、適切にケースワーク業務を実施してまいります。

なお、近年では、生活保護に係る業務について、民間事業者等への外部委託を可能とする法改正を行う国の動きも出てきていることから、動向を注視してまいりたいと考えております。

また、不正受給の疑いや住民からの通報などがあった場合は、適正な生活保護実施のために調査を実施しております。被保護者の人権を侵害することの無いよう十分留意しながら、法令等に基づき、適正に対応してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

「生活保護決定・変更通知書」は、生活保護受給中の方に対して保護内容をお知らせするために福祉事務所が発行する書類です。

しかしながら、過去の保護変更内容や次月の収入見込みについても加味されるため、通知だけでは把握が難しい点があります。変更内容が複雑な場合につきましては、ケースワーカーが該当受給者の方に事前に面接等を行い、通知内容についての詳細を説明する際に添付資料を添え、通知書の交付内容を十分に御理解いただけるよう対応を行っております。

引き続き、通知内容について受給者の方にご理解いただけるよう丁寧に対応してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

ケースワーカーの配置につきましては、社会福祉主事の有資格者である職員を令和2年度（2020年度）に1名、令和3年度（2021年度）に5名、令和4年度（2022年度）に7名、各年度4月1日付けで採用し、そのうち生活保護を担当する所属へ、令和2年度（2020年度）に1名、令和3年度（2021年度）に3名、令和4年度（2022年度）に3名をそれぞれ配置の上、増員を図りました。

今後につきましても、市全体の人件費及び職員定数等を考慮する中で、職員の増員には限りがありますが、適正な職員配置を進めてまいります。

研修につきましては、生活支援課内において年4回、生活保護法の知識やケースワークなどの専門研修や個人情報保護、高年者や障害を持った方が活用できる制度など、庁内関係課の職員を講師とした業務研修を開催し、業務知識の習得・向上に努めております。

また、外部で行われる専門研修にも積極的に参加を薦めており、引き続き、職員が研修を定期的に受講し易い職場環境づくりに取り組んでまいります。

【総務部 職員課、健康福祉部 生活支援課】

6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

【回答】

住居の確保ができない方につきましては、生活相談の上、身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等の状況を判断し、在宅生活に支障のない方と考えられる方につきましては、居宅による保護を行っております。

しかしながら、現状として居宅を失ってから即座に新しい住居の賃貸契約を結ぶことは難しく、本人に無料低額宿泊所について情報提供を行った上で、本人希望により一時的な居所として無料低額宿泊所の入所に至ることがありますが、本人に無料低額宿泊所への入居を強制することはありません。

【健康福祉部 生活支援課】

7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

「生活困窮者自立支援事業」につきましては、就労、心身の状況等により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある方に対し、自立に係る相談及び支援を実施することで、生活困窮状態からの早期の脱却及び自立の促進を行っております。

相談及び支援につきましては、相談者の立場に寄り添った形での支援を継続していくなかで、最低生活の維持が困難な場合には円滑に生活保護の受給へと繋げ、支援の隙間が生じないよう適切に対応してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

以上